

1998年10月9日第三種郵便物認可（毎月3回8日発行）

1999年10月8日発行SSKU通巻第78号

よりよい施設生活を目指して

SSKU あした NO 23

廡護施設自治会全国ネットワーク

目 次

| | | |
|-------------------|------|----|
| 毎日入浴／竹山苑の取り組み | 原田啓介 | 1 |
| 障害者ケアマネージャーって何 | 小川喜道 | 5 |
| 療護施設と地域福祉権利擁護制度 | 小峰和守 | 8 |
| バスや歩道にもバリアフリーの波 | 小峰和守 | 11 |
| 弁護士による人権相談 | 事務局 | 15 |
| 私見：介助と介護の違い | 二宮博之 | 17 |
| 皆さんの施設ではどうされてますか？ | | |
| ボランティアへのお礼 | 事務局 | 19 |

読者の皆様に

事務局 / _ / _ / _ / _ / _ /

★ 今、施設の数は大幅に増えています。平成八年で279施設だったのが、九年には307、十年320、十一年354施設と年平均にすれば25施設増の勢いです。 ◇ これらの新しい施設利用者にも会員となっていただけるよう、事務局としてあれこれ声を掛けたり、会報を送ったりしておりますが、これだけ多いと手薄になります。そこで、皆様にも、お近くに新しい施設ができたり、自治会活動に興味をお持ちの方がいらっしゃたらぜひ会員に誘って頂けますようお願いいたします。 ◇ なお、この施設増加がこのまま推移すれば平成十四年には175施設、8750人（一施設50人定員として計算）の増（対平成7年）となりそうで、障害者プランで定めた平成十四年度までに利用者数を8000人増の25000人にするという目標と見事に重なっています。

毎日 入浴 竹山苑の取り組み

竹山苑職員 ○ 原田 啓介

全国療護施設研究協議大会の発表の際、
施設紹介として、入浴の話に触れたら、
予想外の反響がありました。

そのご縁で、この機関紙から原稿の依頼
があり、説明の機会を与えられたのは、大
変光栄に思い、個人的見解として、全国大
会で言えなかった分も併せて、発表させて
いただきます。

身体障害者療護施設・竹山苑は、鹿児島県
・薩摩半島の最南端に位置します。

有数の温泉地帯（砂蒸し温泉の指宿はご存じでしょうか？）にあります、幸
いにもボーリングにより、施設敷地内に温泉を掘り当てています。

それを利用して、平日は毎日、入浴を行っています。かかり湯はポイラーです
が、温泉のために、光熱費・水道代がさほど掛かりません。

日曜日は行いませんが、祝日も平日と変わらない時間帯で実施しています。

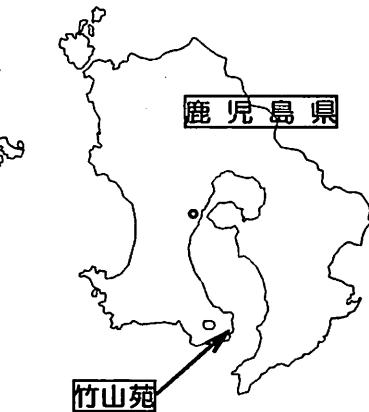
(平成10年度は、1年のうちに304日実施)

平成11年9月1日現在で、朝9時半より12時前と、午後2時から5時ま
での5時間以上、利用者の方が入浴が出来る状況を準備させてもらっています。

一日当たりの平均入浴人数は、平成10年度で、31.6人でした。（定員5
0名）これは、年間の平均です。

お盆や正月で多くの人が帰省されている時期や、風邪等の流行期で入浴の少
ない時や、遠足等の行事・入居者会や職員会議や防災訓練などで入浴をやらない時
も、また、外出・外泊・入院した人（平成10年10人入院）等も、全て込みで
割っていますので、希望する人には、大体入浴してもらっているのではないかと
思っています。

入浴の順番は、月・水・金曜が、女性から入浴。火・木・土曜が、男性から入
浴。男女それぞれ、居室ごとに入る順番が日によって変わっていきます。



月曜日が女性の1号室からだったら、水曜日は女性の2号室から、といった感じです。

女性の方は、男性の後の入浴日に入る順番も、女性入居者の希望により、あらかじめ決めています。もちろん、病院受診や買い物外出、サークル活動などの時は、先に入つてもらったり、後から入つたりと、臨機応変に対応させてもらっています。

浴室内で、自分で坐位が保持出来なかつたりして、浴用ストレッチャーで入つてもらう方が13名。あとは、シャワーイスを利用したり、浴用いすを使つたり、直接座つたりして体を洗つもらっています。

浴室内で介助する職員は2名。もう一人が、更衣室まで誘導し、着替えを手伝っています。

その他、居室担当として、男女の居室それぞれ2名づつ振り分けられ、入浴以外の日常生活介助を担当しています。

全国大会で出た質問の1つは、お風呂以外に何をやっているか、サークル等との兼ね合いはどうなっているか?ということでした。

毎日の平均的な日課は、以下のとおりです。

男性入浴の時は、女性の機能回復訓練を行う。女性入浴の時は、男性がリハビリ訓練。

火曜日に、午前書道・午後絵画サークルを、入浴・リハビリと並行して実施。

水曜日午前中に、学習サークルを、入浴・リハビリと並行して実施。

金曜日午前中に、音楽サークルを、入浴・リハビリと並行して実施。

週1回、買い物バスを運行。(希望する利用者に、送迎のみで買い物を楽しんでもらう制度。1回当たり3~4人。聴覚障害や言語障害、知的障害のある方も含めて、全利用者の7割程度の方が参加。)

電動車椅子で外出する能力を竹山苑職員が確認出来た方については、届け出のみでの自由外出。まだの方には、外出練習を職員が付き添つて行う。

書道・絵画・学習・音楽のサークルは、外部から講師に来ていただき、それに寮母が一人介助に当たつて、継続しています。

サークルの参加は、自由になってますので、それほどにぎわっている訳ではありません。



書道・学習は、やりたい人もしくは、や
ってほしい人に声を掛けて参加してもらっています。職員だけだったら、どうに
なくなっていると思います。現になくなつたサークルも結構あります。

絵画サークルは、参加者は月謝を払つてもらっています。平成11年の9月は
8人です。地域の美術展に出品したり、スケッチと称して外出するのを楽しみに
しているようです。

音楽サークルは、カラオケ・メローディベルの練習等を中心に行っています。

運動会・夏祭り・忘年会に合奏したり、地元の文化祭にメローディベル演奏で
参加したりするのを、良い節目として行ってもらっています。

年2回ほど障害者作品展が県内ありますが、その時を目標に作る陶芸が、時
々申し訳程度に行われています。作品展には、利用者個人がやっている手芸の作
品を出す程度です。

年3回、鹿児島市内でフーセンバレー大会があり、それに向けての練習を、実
習生が来ている時を中心に、近くの体育館で行います。

今年10月に、指宿地区の身体障害者協会が主催して、フーセンバレーの講習
を10回講座でやるのに、竹山苑のメンバーに模範試合をやってもらえないかと
いう申し入れがありましたので、練習相手が増えるのではと、楽しみにしています。

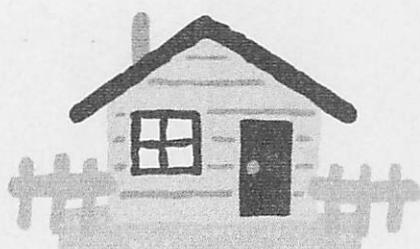
また、一昨年頃より、オセロ大会を鹿児島市内の施設で行うのに参加させて
もらい、その出場権を賭けてトーナメント方式で予選をやっていくのを、格好の雨
天時のレクレーションにしています。

そう言えば、今年6月頃より『遊びリテーション』と称した、レクレーション
を通したリハビリ活動を、月2回程度、外部の講師を呼んで行うようになりました。
まだ様子見の段階ですが、続かないかなあと願っていますが、どうなるか分
かりません。

かなり雑然としてきましたが、趣旨としては、生活の選択肢をいかに増やせる
かが、施設の求められている課題ではないかと思っています。

入浴するか、リハビリをするか、サークル
等を行うか、外出して自分で楽しみを見つ
けるか、部屋でTVを見て過ごすか～本人
が選ぶ余地をいかに作れるか。

身体障害者の施設なので、清潔・衛生面
だけでなく、身体的及び心理的なリフレッ



シユ効果が見込める入浴の出来る可能性は、残せるに越したことはありません。

温泉が出てから、20年近くになりますが、最初は午後だけだったり、夜間入浴をやってみたり、いろいろ試行錯誤しています。

サークルの活性化を図るか、入浴をするかになった時、結局は、利用者の方は入浴を選んだので、今も毎日入浴が続いているのだと思います。

サークルに参加したい程の積極的な人は、施設外での活動に参加してもらうよう勧めて、限られた職員は、そうした能力の見込めない方への介助に当たるようしています。

夜間の施行は、外出介助など昼間の活動が出来にくくなるし、実際に夜間に入ったのは数名しかいなかつたという理由で、なくなりました。

現在、利用者が本当にゆっくり入って満足しているか、といった質の問題には、ここでは言及しません。

実態を直接見に来られて、利用者に直接聞かれることをお奨めします。

多分、いろんな不満を話してくれると思います。

内容で分からぬところや質問等がありましたら、お知らせ下さい。

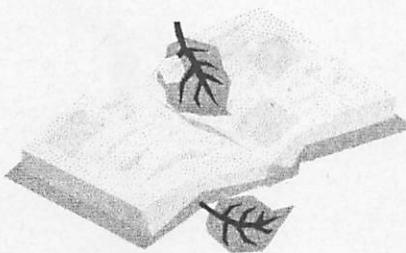
〒891-0511

鹿児島県揖宿郡山川町福元4856-1

身体障害者療護施設・竹山苑 原田啓介

Tel 0993-35-2131

Fax 0993-35-2845



「障害者ケアマネジャー」 って何！？！？

七沢更生ホーム（重度身体障害者更生援護施設）職員
小川喜道



高齢者の公的介護保険は、この10月から認定作業が始まり、来年4月のスタートに向けて引き返すことのできないところまで来ています。その中核を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）の受験資格は、身障施設・知的障害施設などの職員にも幅広く開かれており、私のような者まで受験する始末です。将来は、このケアマネジャーなるもの、高齢者のみならず障害者をも包み込む気配です。

今年に入って、このケアマネジャーの6日間に渡る講習会を受けたのですがケアの必要な人の主体性や選択性、そして無いサービスはその創出、を唱いながら、実はサービスの「振り分け作業」に追われそうな印象です。

また、7月には厚生省主催の“障害者ケアマネジャー”養成指導者講習会を受講しました。そこでも、障害者の主体性を唱いながらも、専門職主導になりそうな危惧をもちました。社会福祉基礎構造改革にある「措置から契約へ」のうたい文句で、利用者（障害者）が“自由にサービスを選べる”ようになると、この“障害者ケアマネジャーが活躍する”ようになるという話もありますが、本当でしょうか。もしそうであるなら、今のうちに、できるだけ障害を持つ人たち自身がその役割を担うことが求められます。

ところで、障害者ケアマネジメントに対する厚生省の取り組み経過のうち、身体障害者に関しては次の通りです。

1995（平成7）「身体障害者ケアガイドライン（案）」作成

1996（平成8）身体障害者ケアガイドライン試行事業を5カ所で実施



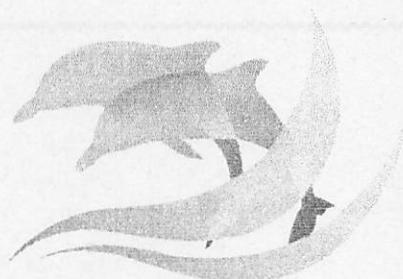
1997（平成9）厚生省内に身体障害者介護等サービス体制整備検討会設置

1998（平成10）「身体障害者介護等支援サービス指針」をまとめる名古屋市総合リハセンターにて第1回身体障害者介護等支援専門員養成指導者研修会／都道府県・指定都市にて16カ所が試行事業

1999（平成11）
横浜市総合リハセンターにて第2回身体障害者介護等支援専門員養成指導者研修会

さて、障害者ケアマネジャーについての課題を挙げてみます。

第一には、従来通りの手帳制度のもとで医学的認定基準のみをもってサービスのランク付けがされるならば、障害者ケアマネジャーはやはり介護保険と同様「振り分け作業」になってしまいのではないか、ということです。



第二には、企的介護保険の基本は要介護（要支援）状態に対する諸サービスの適用にあるのですが、障害者の場合は、その受傷時期や治療経過の中で不安定な気持ちを抱えている人もいれば、自ら生活を積極的にマネジメントできる人もいます。そして、幅広い社会参加の形態があり、生活のパターンも様々ですから、より広い対応が求められることは当然です。公的介護保険では、約18の具体的なサービス（保険給付）の種類が決まっています。それに対して、障害者は、障害別、目的別に様々な種類のものがあり、単純な結びつけで良しとはできません。

なお、今のところ、障害者ケアマネジャーの任用については資格試験を予定しておらず、障害領域での実務経験をもつ人に対する一定期間の研修をもってケアマネジャーとして任用される形となっています。そして、とりわけ障害当事者がケアマネジャーの役割をもつことが期待されていると確信しています。

最後に、障害者ケアマネジャーの役割を示しておきます。（厚生省編纂「障害者ケアマネジャー養成テキスト（身体障害編）」中央法規、から引用）

- ・プライバシーの尊重
- (1) 基本理念
 - ・自立と社会参加の支援
 - ・地域における生活の継続の支援
 - ・主体性、自己決定の尊重と支援
- (2) ケアの原則
 - ・総合的ニーズの把握とアセスメント
 - ・ケアの目標設定と計画的実施
 - ・保健、医療、福祉の総合的なサポート
- ビスの実現
 - (3) 障害者ケアマネジャーの業務
 - ・総合相談窓口の運営
 - ・一次アセスメントの実施、及び二次アセスメントの依頼
 - ・ケア会議の開催
 - ・ケア計画の作成
 - ・サービス提供機関との連絡と調整
 - ・モニタリングと再アセスメント
 - ・事後評価の実施

(FLCの会報「飛翔夢」より著者の了解を得て転載させていただきました。)

重度身体障害者更生援護施設について

1985（昭和60）年1月、通知「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」（厚生省発社更第4号）に基づき、重度の身体障害者を入所させ、その更生に必要な治療および訓練を行うことを目的とした肢体不自由者更生施設であり、実質的には重度肢体不自由者を対象とする。かならずしも入所者の職業的更生を主目標のひとつとはしないが、リハビリテーションをめざしていくことに変わりはない。入所対象者は、少なくとも自助動作機能の回復の可能性のあるものとされ、入所期間はおおむね5年以内とされている。1986（昭和61）年現在、全国に56カ所。（「現代社会福祉事典」より）

療護施設と 地域福祉権利擁護制度

丹沢レジデンシャルホーム 小峰和守

地域福祉権利擁護制度とは、痴呆（ちほう）性高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるため、福祉サービスを十分に活用できなかったり、身の回りのことや金銭管理ができなかったり、さらに、これから介護保険法によるサービスの選択や、契約ができないだろう方のために、社会福祉協議会と契約し、そこから派遣される生活支援員からさまざまな援助を受けながら、自立した地域生活が送れるようにしようとするものです。

一見、施設利用者とは関係ないようですが・・・。

地域福祉権利擁護制度の概略

(以下1～4項は「日本社会福祉士会」のホームページより)

1 事業概要

一人暮らしの痴呆性高齢者、知的障害者等自己決定能力が低下している者に対して、その者の権利を擁護し、自立した地域生活が送れるよう、生活支援員（仮称）を派遣し、日常的な金銭管理や様々なサービス利用、見守りなどの支援を行う。

2 実施主体

都道府県社会福祉協議会（47都道府県）

（ただし、業務の一部を基幹的な市区町村社協（広域行政圏：365か所）に委託する。）

3 対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難であり、かつ、家族等による援助の困難な者。

4 サービスの内容

利用者の同意を得て策定される「自立支援計画」に基づき、都道府県社協と利用契約が締結され、契約内容に基づいたサービスが提供される。

生活支援サービスの例示

（日常的金銭管理サービス）

通帳、権利証等の保管、一定額の預金の出し入れ、定型的料金の支払い（公共料金等）、生活必需品の買物、新聞等の申込み、商品購入のアドバイス等、治療費の支払い、郵便物、書類の保管

(日常的生活支援サービス)

日常的なサービス等の利用の支援

(制度の説明、手続き援助、申込み同行等・代行、契約締結)

日常生活の見守り

(福祉サービス等の実施状況の監視、虐待防止等)

療護施設との関連

この制度で受けられるサービスについては、先述の「日常的金銭管理サービス」だけでは見えづらくなっているのですが、「様々な福祉サービスの手続き援助（申込み手続き同行・代行、契約締結）」も含まれております。当然、療護施設もここで言う福祉サービスの中の一つですから、生活支援員によって施設入所適否の判断から、入所施設の選択・移動・退所までの援助を受ける事になります。支援員の意向は、利用希望者の自己決定能力が低下しているだけに、大きく影響してしまいます。

施設利用者と生活支援員

そこで、施設利用者からみた地域福祉権利擁護制度、特に生活支援員への要望をもう少し考えてみます。

1. 十分な情報収集能力を

措置から選択への移行に伴い、在宅サービスを中心に、株式会社、農協、

生協、住民参加型非営利組織等の民間事業者がサービス市場に数多く参入して来ると言われており、その中から生活支援員は、利用者の需要に適応した施設について、どうやって情報を集め、どんな情報から、どう選択するのでしょうか。支援員個人だけでなく組織にも情報収集能力が問われています。

{注：障害者虐待事件で有名になったアカス紙器はなぜか優良企業として表彰もされてきました。}

2. 支援員は告発者になれるか

生活支援員は自分の援助で入所した施設に対して福祉サービス等の実施状況の監視、虐待防止が可能なのでしょうか。さらに、虐待の事実を訴えられたり、見つけたときに、自らが告発者になり得るのでしょうか。援助者と監督者の人選に配慮が必要と思えます。

{注：アカス紙器事件では、そこをすすめたハローワーク・福祉事務所・学校は従業員の障害者から訴えがあつたにもかかわらず告発者にはなりませんでした}



3. 支援員の数は十分か

各市町村に生活支援員を配置するそうですが、支援員ひとりがいったいどれほどの人数の痴呆性高齢者や障害者を担当するのでしょうか。特別養護老人ホームにても施設にてもその県のあちこち、しかも人里離れたところに点在しているなかで、1回どれほどの時間で、月（年）にどれほどの周期で訪れれば、福祉サービス等の実施状況の監視、虐待防止を可能と考えているのでしょうか。

4. 施設職員を生活支援員にすることには反対

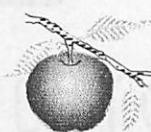
「施設入所者に援助を行う場合、当該施設の職員を生活支援員として活用することについては、更に慎重に検討を進める必要がある」と「地域福祉権利擁護制度にかかる担当者会議資料」にあります。ただし、これ以降の資料が無く、結果は不明ですが、職員が支援員になることは以下の点から反対です。1. 今でも施設長や職員による利

用者の所持金トラブルが多発しています。2. 職員による利用者虐待も跡を絶ちません。3. 選択肢としてその施設を出たり移ったりすることが不可能になります。

とはいって、社会福祉協議会から派遣された支援員では利用者の日常的金銭管理は不可能でしょう。それでも、施設内の金銭管理のトラブルはずさんな管理が原因ですから、支援員が定期的に監査すれば、日常管理は職員に任せられると考えられます。

5. 支援員に障害者も

運営監視委員会には障害者団体を入れるようにはありますが、支援員には社会福祉士、精神保健福祉士、民生委員等を考えているようです。しかし、利用者の意向や希望などの理解がまず重要で、その支援には障害者が打つつけだと考えられます。障害を持つ支援員とペアを組んで支援する事も大切になってくるはずです。



バスや歩道にも バリアフリーの波

○ 小峰和守 ○

これまでの公共交通のバリアフリー化は主に鉄道を中心に、エレベータ・エスカレーターの設置や、ホームと電車のすき間に渡す補助板を配置する(あした21で記載)などして進んできました。が、最近では路線バスや歩道にもバリアフリーの波が押し寄せて来ています。

これを機に皆さんのお住む地域をバリアフリー化してみませんか。特に歩道については、これが原因で施設利用者の外出が制限されてきたことも多いと思います。記事内でも「既存の歩道についても医療施設や福祉施設周辺など身障者の利用が多い歩道から改修を進める方針だ」と述べていますから、地域や施設と協力して、自分たちの日常活動範囲などを示しながら重点的に改善を求めていくチャンスと考えられます。

また、すでに東京都では144台の低床式の路線バスが走っていて、よくみかけます。もう普通の存在です(詳しくは<http://www.kumagaya.or.jp/~bus/PRT/nslist.html>)。

新聞記事の通り、低床式バスの規格も統一され、検討中とはいえる「これまで5分の1だった事業者への補助率を4分の1に引き上げ」られれば、もっと価格も下がり普及することは間違いないところです。

低床式バスが1台あれば、便数は少なくなりますが、複数路線で使用することもできます。低床式バスも射程距離内に十分近づいています。

記事の要約と新聞記事の転載を以下に載せておきます。



■路線バス介助者同伴義務が撤廃

(障害者総合情報ネットワーク「月刊B e g i n」より抜粋)

これまで車いす利用者が路線バスに乗車するには介助者同伴が運輸省通達(昭

和53年3月27日付け)「車いす利用者の乗合バス乗車について」で義務づけられていきました。が、昨年暮れ、運輸省はこの通達を撤廃することとし、現実に乗車困難な場合の対応について、バス協会、私鉄総連、DPIの3者間で話し合われ、次のような場合、乗車できないことがあることが了解事項として確認されました。

- (1) 車両が満員で、車いすを適切に固定することが困難と運転者が判断した場合。
- (2) 運転者が乗客、バス停の旅客及び通行人（以下「乗客等」）に協力を求めても、車いす乗車に必要な人員の協力が得られない場合。また、乗客等が高齢者、女性、小児等で協力を求めるのが困難な場合。
- (3) 乗車することが可能であっても、目的地において降車する際に乗客等の協力が得られないと運転者が判断した場合。
- (4) 複数の車いす利用者があった場合において、適切に車いすを固定するスペースが確保できない場合。
- (5) 次のような車両構造等のため車いすの乗車が困難な場合。
 - ①車両の乗降口が無理なく乗降できる幅（有効幅概ね80cm以上）を有していない車両。
 - ②車両において車いすを固定すると（通路幅概ね30cm以上確保）通路等をふさぐおそれがある車両。
 - ③車両若しくは車いすに適切な固定装置がない場合。
- (6) 道路の構造上から次のような車いすの乗降が困難な場合。
 - ①歩道上のガードレール、植栽などにより車椅子での乗降のスペースが確保できない場合。
 - ②道路および歩道が狭く、車いすの乗降のスペースが確保できない場合。
 - ③積雪のため歩道が利用できない場合。
 - ④その他、上記に準じ、いかなる方法でも乗降が困難な場合。

■運輸省、段差ないノンステップバスに 補助要求28億円（朝日新聞99-08-23）

体の不自由な人やお年寄りが乗り降りしやすいように床を低くして乗降口の階段をなくした「ノンステップバ

ス」の導入などについて、運輸省は補助事業費として、2000年度予算の概算要求に計約28億円を盛り込む方

針を固めた。バリアフリー化を進める取り組みの一環で、来年度末までに全国で400-500台のノンステップバスが増え1200台近くになることになる。

通常のバスは、路面から床までの高さが約90センチあり、乗降口からステップを2段上がって乗り込むようになっている。これに比べて、ノンステップバスは、床の高さが約35センチで歩道などからの段差がほとんどないうえ、乗降口のステップもない。また、収納式のスロープ板を操作することで、車いすの乗り降りも容易になる。

運輸省は1996年度から、バス会社などがノンステップバスを購入する

際の補助を始めた。ノンステップバスの導入台数は、同年度末には19台だったが、今年度末までには全国で約700台になる見込みだ。しかし、通常のバスが1300万-1500万円なのに比べ、ノンステップバスは2300万-2500万円と高額なため、補助なしでは購入が難しく、現在は、約6万台に及ぶバス全体の1%に満たない。

来年度予算で運輸省は、今年度は約16億円だった補助事業費を、交通バリアフリー対策費も含めて1.7倍に増額する。さらに、これまで5分の1だった事業者への補助率を、4分の1に引き上げることも検討している。

■低床バスの規格統一

(共同通信経済ニュース99-7-18)

いすゞ自動車、日野自動車工業などバス関連メーカー10社と東京都や仙台市、横浜市など8自治体は16日、床が通常のバスよりも低く、お年寄りや身体障害者が乗り降りしやすい「ノンステップ(低床)バス」の規格を統一することで合意した。

低床バスは、年間300台程度の需要し

かない上、自治体ごとに仕様が異なっている。このため通常の路線バスに比べ300万~500万円も割高。規格をそろえることで製造工程を合理化、価格を下げて普及させるのが狙い。

規格統一に加わるのは他に札幌、名古屋、大阪、京都、神戸の各市。

■障害者向け歩道、26年ぶり基準改正

読売新聞99-08-24

建設省は二十四日、身障者らに配慮した「バリアフリー」の歩道整備を進めるため、歩道のこう配や段差について定めた道路法に基づく構造基準を二十六年ぶりに見直す方針を固めた。車庫に入りする車のために歩道上に設けられたこう配部分で車いすが通行困難になるなど、身障者らに不便な歩道が多いことから、構造基準の改正でこれらの全面的な解消を目指す。今後、新設するすべての道路に適用するとともに、既存の歩道についても順次、新基準に沿った改修を行う考えで、建設省は月内に具体的な基準をまとめる。

歩道には、道路に面した車庫や駐車場への車の出入りのため、歩行者からみて横方向にこう配ができている場所が多い。これが地面に対して4%を超える傾きになると、車いすが傾いて通行ができなくなるケースもあるという。

新基準は、車の出入りのためのこう配を設ける場合には、こう配部分を短くするなどして平たんな部分を幅二メートル以上確保するよう定める。これにより、車いす利用者がこう配を避け、

平たんな部分だけを通行できるようになる。

また、沿道に車庫などが多く車の乗り入れが多い歩道や、二メートルの平たん部分を確保できない歩道では、全体を車道とほぼ同じ高さまで下げてこう配をなくす。段差を頼りに車道と歩道を区別している視覚障害者にも配慮し、車道との境目には二センチの段差を残すこととしている。

建設省が月内にまとめる基準では、今後新設する道路について、身障者らに配慮したいずれかの構造を採用するとともに、既存の歩道についても医療施設や福祉施設周辺など身障者の利用が多い歩道から改修を進める方針だ。

一九七三年に定めた現行の構造基準では、歩道と横断歩道の境目での段差やこう配を定めているが、車の出入りのために設けられたこう配などに関する規定はない。

弁護士による人権相談

○事務局

障害に関して困っていることや悩んでいること、また労働に関する悩みについて「障害児・者人権ネットワーク」では弁護士による人権相談窓口を毎月1回、開設しております。以下にそのリーフレットを転載いたしました。

電話で問い合わせたところ、本文中にもあるように会員以外の方でも無料で相談に乗ってもらえるとのこと。また、緊急の際には相談日以外でもなるべく対応してくれるそうです。

12月の相談日は12月18日を予定しているそうですが、事前に問い合わせてくださいとのことです。



人権相談窓口を開設しています。

6月から毎月1回、担当弁護士と会員による電話相談をはじめました。

朝日新聞を見て電話をかけてきた方もおり、丁寧に一件一件対応しています。場所は銀座通り法律事務所または担当弁護士事務所になりますので、ご確認の上、ご連絡ください。

- * 曰頃、障害に関して困っていること、悩んでいること、どんどんご相談ください。
- * 労働に関する相談にもお応えします。

方 法

① 手紙、FAXによる相談

同封の相談票に記入して、銀座通り法律事務所に郵送又はFAXください。

〒104-0061

中央区銀座6-9-7 近畿建物銀座ビル7階

銀座通り法律事務所内

障害児・者人権ネットワーク

Tel 03 (5568) 7603 · Fax 03 (5568) 7607

② 電話による相談

会員以外の方からの相談もどんどんお寄せくださるよう、周囲の方にもお知らせください。

今後の担当は下表のようになります。

| 日程 | 場所／担当弁護士 | 電話/FAX |
|-----------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 9月25日 13:00-16:00 | 銀座通り法律事務所 相川 裕 | TEL 03-5568-7603 FAX 03-5568-7607 |
| 10月23日 13:00-16:00 | 銀座通り法律事務所 登坂 真人 | TEL 03-5568-7603 FAX 03-5568-7607 |
| 11月27日 13:00-16:00 | 銀座通り法律事務所 池原 穀和 | TEL 03-5568-7601 FAX 03-5568-7603 |

私見：介助と介護の違い

東京都日野療護園 ○ 二宮 博之

普段何気なく意味もあまり考えずに使っている言葉の中にも色々と考えさせる問題が実に多く潜んでいるものである。

一口に「介助」と「介護」と言ってもあまり違わないように受け止められるかも知れないが、最近、私としてはある種の”こだわり”を持ってみたいテーマなのである。

法律とか条例や世の中一般には「介護」という言葉がよく使われている、その代表例が超高齢化時代に代表される「高齢者介護」という言葉だと思う。もっと端的に言ってしまえば「超高齢化社会」には「介助」という言葉はほとんど皆無に等しく死語化し、私としては聞いたことがないのが現状と言える。

一方、我々「障害者」の生活する世界ではどうであろう、「介助」と「介護」という言葉がわりあい混然して使われているように思われる。障害者の中には「介護」という言葉自体に一種のアレルギー的反応を示す者さえいる事も事実である。「介護」という言葉

にはどうしても保護的因素が連想されるし、そのような面も確かに含まれている。

このような事を書いている私も、普段いい加減な生活を送っているように見えても、内心では「介護」という言葉にはすごく抵抗感があるひとりなのである。

なんで今、このようなテーマで書きたくなったか！と問われると、私の生活する施設では、ここ2、3年、急激なテンポで押し寄せてきている重度化・加齢化（どこの施設でも抱えている問題は同じ）に起因するところが真に大きい。それ以前にも長く施設生活（ここでは10年か20年位）を経験するとある種の馴れ合いからか、これから書こうとする本題のような例も多かれ少なかれ、あった事は事実だが今ほど強く感じなかった。

長く施設で生活していると顔なじみの職員も増えだんだん気心も解り合う（これは施設生活だけに限った事ではないが）ような誤解をしてしまっている、そのような状況になると我々障害者は自分の身体の辛さや社会性の無さ

からくる精神的弱さも手伝ってかどうか解らないが、一つの大きな過ちと言うか錯覚をしてしまっているとしか、私には思えない事例をこの頃よく耳にしたり出くわすことさえある。

それは、ある介助依頼をする、一つの事を依頼したにもかかわらず1どころか3~5を期待する、又ひどい時は、それ以上をやってもらう事を要求する、又、それを当然と思っている節がある。そうしないと腹を立て怒り出す利用者も中にはいる。

勿論、施設職員はそういう面のプロなのだから利用者一人ひとりの個性・特質をつかんで当然と考える人もいるだろうが、これは施設だから通用する事であって決して世間一般では通用しないと私は思う。

無論、その人の性格・生い立ち・疾病の関係と複雑に絡み合って来るわけだが、一応、私の定義だと上記に記したような人は、介助を求めているのではなく「介護」を求めている事になる。

一方、「介助」を求めている人は、多少大袈裟に言ってしまうと、自分の事を1~10までを管理・干渉される事（そんな事とても無理だが）をすごく嫌い、自分の個人情報も必要最小限の事だけ知っていてくれて、すべてを把握しなくていいと考えている節が多分にある。

介助依頼する時も自分の依頼した事

だけを忠実にやってくれればいいと思っているし、それ以上の事は、求めないしかえってうるさく感じるのである。

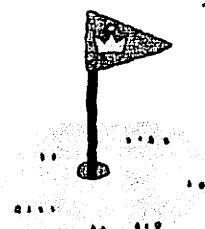
以上が私の独断と偏見で書いてみた「介助」と「介護」の違いであるが、書いている最中に大きな矛盾した壁にぶつかりながら書いていたのが本当のところである。

人間って勝手なもので、自分で書いていながらある時は“少しうつたり楽に暮らせる「介護」がいいかなあ！”と思ったり、“いや、私の性格では「介護」のようなやり方では息が詰まるから、やはり「介助」のやり方の方が精神的に楽かなあ！”などと、真につまらないお恥ずかしい比較をしながら書いていた次第である。

最後は、自分でこの文章を書いている意味さえはつきり解らなくなってきたが、私なりの結論を書くと、人間って勝手なもので、時々「介護」される樂さに身をまかせたいこともあるが、自立した障害者としては、やはり意識して「介助」にこだわることが必要ではないか。と私は考える。

この文章を読んでくれた人すべての方々の率直な意見をお待ちしております。

以上。



皆さんの施設ではどうされてますか? ボランティアへのお礼

事務局

ある施設利用者からのお便りです。

「私たちの施設では、利用者が個別に外出する際ボランティアを利用して外出します。その際、来ていただいた方に、ご自宅から園までの往復の交通費として一律に2,000円づつ、依頼した利用者が差しあげています。

ほとんどのボランティアが、バス・地下鉄・JR等を利用していますが、県外や県内でも遠くから来る人もいるので、2,000円としています。余ったお金が出た場合は、多くありませんが謝礼とさせていただいてます。その他に利用者は外出の交通費と昼食代を負担しています。」

どうしてもボランティアを伴っての外出になると出費がかさんでしまい、外出もままならなくなります。

皆様の施設ではボランティアへのお礼をどのようにしていますか、また、皆様は外出時、どんな工夫をして出費をおさえていますか?。ぜひお便りを事務局までお寄せください。お待ちしております。

りょうこうしせつじきかいせんこく
療護施設自治会全国ネットワーク機関誌『あした』No.23

編集者：『療護施設自治会全国ネットワーク』事務局

連絡先：〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-1-7

東京都清瀬療護 山科賢一 気付

TEL. 0424-93-3235 (施設) FAX. 0424-93-3234 (施設)

E-mail kiyose@din.or.jp (施設)

郵便振替：

『療護施設自治会全国ネットワーク』 00180-0-715838

発行所

157の00073

東京都世田谷区砧6の26の21

賛寄者団体定期刊行物協会

定価100円

療護施設自治会全国ネットワーク